緑地管理業務実施要領

県民ふれあい会館敷地内の緑樹を保護、育成及び処理し、豊かで美しい自然環境を維持 してください。

ア) 実施箇所

ふれあい会館敷地及び駐車場

高木、低木(寄植え)、地被類、生垣、芝生

(詳細は、別紙11「樹木台帳」による。)

イ)業務内容

状況と、必要に応じて適切な方法により施肥、灌水及び病害虫の防除等を行い植栽を良好な状態に保ってください。

高い木、長い枝や植栽が強風によって折れたり、倒れたりすることのないように補強 したり、樹木の種類に応じて適切な方法で樹木などの保護を行ってください。また、道 路標識、窓、ドア、通路、その他に障害が生じないように保守を行ってください。

その他の場合でも、施設の美観を維持し、植裁が見苦しくならないよう、適切な除草 状態等を保持してください。

①本館周辺樹木等管理業務

- ○樹木剪定業務
 - ・中木及び高木剪定 C≥60:30本、C<60:29本年1回実施:それ以外の樹木については枯れ枝、折損枝等の処理とします。
 - ・低木寄植え剪定 721.5 m 年1回実施:全量を対象とします。
 - ・生垣刈込 : 752 m² 年 2 回刈込作業を実施;全量を対象とします。

○防除工

樹木及び地被類の全量に対し、年2回程度の薬剤散布

・中木及び高木 H≥2.0:13本、H<2.0:5本

C ≥ 60:128 本、C < 60:143 本

・低木(寄植え) 1,443 ㎡・生垣(両面) 3,008 ㎡

○芝生管理業務

・芝刈 (ハンドガイド式)
・芝刈 (肩掛け式)
・防除
7,762 ㎡ 年3回実施
・万7,762 ㎡ 年2回実施

・施肥 3,881 m 年1回実施

• 目土散布 3,881 m² 年1回実施

②駐車場周辺樹木等管理業務

○樹木剪定業務

・低木寄植え剪定 559.2 m² 年1回実施

○防除工

樹木及び地被類の全量に対し、年2回程度の薬剤散布 年2回実施

・高木 C≥60:12本、C<60:41本

・低木(寄植え)・生垣(両面)1,118.4 ㎡・生垣(両面)1,497.6 ㎡

○芝生管理業務

・芝刈 (ハンドガイド式)959 ㎡年3回実施・芝刈 (肩掛け式)479.5 ㎡年3回実施・防除959 ㎡年2回実施・施肥479.5 ㎡年1回実施・目土散布479.5 ㎡年1回実施

③樹木台帳の修正業務

敷地内の樹木の維持管理の適正化を図るため、追跡調査を実施し、現行の樹木台帳 を適宜修正し、報告してください。

④その他

- ○環境整備工 :人力除草、灌水、折損枝・折損木の処理等 年3日実施
- ○木くず等の処分
- ○見回り: 現地確認により必要に応じて各種作業を実施し、施設植栽の維持向上に努めてください。